

4. 今後の対策の進め方

平成24年度～28年度

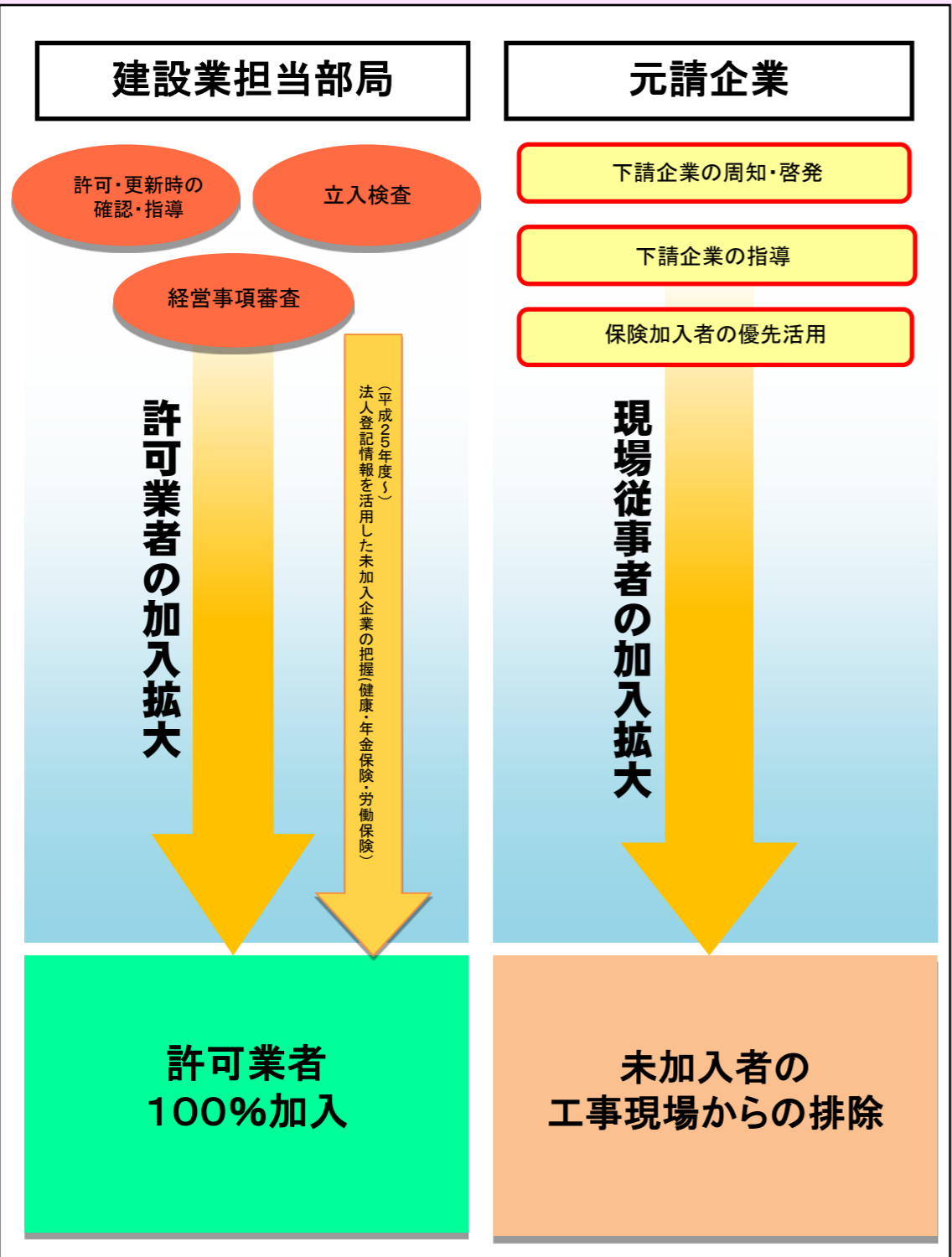
周知啓発重点期間

加入指導重点期間

保険加入者優先期間

平成29年度～

全ての許可業者の保険加入



建設企業の社会保険等の加入の推進について



問い合わせ先

中部地方整備局 建政部 建設産業課

TEL:052-953-8572

FAX:052-953-8606

1. 社会保険等未加入対策の必要性

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険

建設投資の急激かつ大幅な減少により、建設産業は厳しい過当競争

<建設投資>ピークH4年度 約84兆円 → H24年度 約45兆円(▲46%)
<許可業者数>ピークH11年度 60万業者 → H24年度 約47万業者(▲22%)

建設企業の経営環境に影響

→ 賃金の低下、法定福利費の削減、
技能労働者の外部化(重層化)等により、
技能労働者の雇用環境が一層悪化

雇用環境を改善し、技能労働者不足に歯止めが必要

このため、
まず、法定義務である「社会保険加入」を促進

加えて、

○地域を支える技能労働者不足は深刻

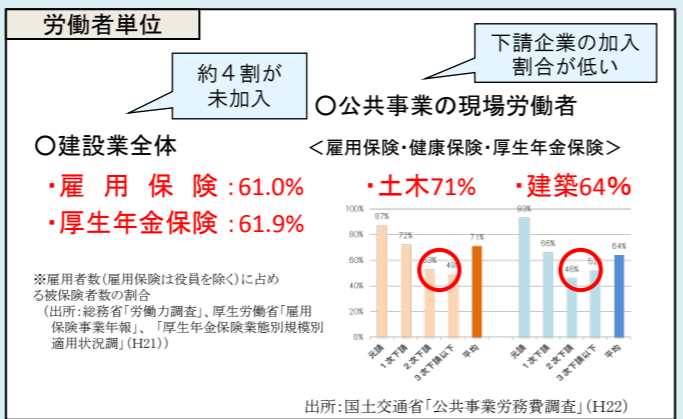
<建設労働者数>
ピークH9年 685万人 → H24年 503万人(▲27%)

○技能労働者の高齢化、若年入職者の減少

<建設就業者割合>(H24年)
55歳以上: 33.6% ↔ 29歳以下: 11.1%

→ **建設産業の維持発展に大きな障害**

保険の加入状況



2. 社会保険等未加入対策の概要

課題

- 下請企業を中心に、年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- ①行政・建設業団体・関係団体による推進協議会の設置(全国・地方ブロックで設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政・建設業団体・関係団体等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
- ②建設業担当部局による監督
- ③経営事項審査の厳格化
- ④社会保険担当部局との連携

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業の指導下、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
 - ・未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
 - ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化し、雇用関係者の保険加入を徹底。
 - ・見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示(標準見積書の活用)
- ③ダンピング対策
- ④重層下請構造の是正

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

3. 社会保険等未加入に対する具体的な取組

行政における取組

実施項目	実施内容
経営事項審査の厳格化 【平成24年7月より実施】	・保険関係の審査項目の区分の見直し(①雇用保険、②健康保険、③厚生年金保険)及び未加入の場合の減点幅拡大 [3保険全て未加入の場合: ▲60点→▲120点]
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	<p>【営業所への立入検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認し、企業単位、労働者単位で保険加入状況を確認 ・未加入企業には文書により保険加入を指導し、一定期間後報告徴収 ・指導後も未加入の場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報 <p>【工事現場への立入検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施 ・下請企業に保険加入に関する指導がなされていない元請企業には、注意喚起
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可・更新の申請書の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加 ・未加入企業には文書により保険加入を指導し、一定期間後報告徴収 ・指導後も未加入の場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報

元請企業における取組

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導 【平成24年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員名簿に、各作業員が加入する健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加 ・元請企業は、新規入場者の受け入れの際、作業員名簿により加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業には、作業員を保険に加入させるよう指導 ・遅くとも平成29年以降は、適切な保険に加入していることが確認できない作業員は現場入場を不可とする。

平成29年度を目途に、**企業単位**では加入義務のある建設業許可業者の**加入率100%**となるよう未加入企業に対する指導を強化

